

1 助成率・助成上限額

世 帯 階 層 区 分		バリアフリー改造	耐震診断	合計助成 上限額
		助成率	助成額 上段：木造 下段：非木造	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	3/3	3,090円 6,240円	800,000 円
B	生計中心者が当該年度市民税非課税の世帯	9/10	3,000円 6,000円	720,000 円
C	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度 市民税均等割のみ課税の世帯	9/10	3,000円 6,000円	720,000 円
D	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度 市民税所得割課税の世帯	2/3	2,000円 4,000円	533,000 円
E	生計中心者が前年分所得税課税で所得税額が 7万円以下の世帯	1/2	2,000円 4,000円	400,000 円
F	生計中心者が前年分所得税課税で所得税額が 7万円を超える世帯	1/3	1,000円 2,000円	266,000 円

※生計中心者が給与収入のみの人で前年分の給与収入金額が 800 万円を超える人又は
生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が 600 万円を超える人は対
象外となります。

※バリアフリー改造の欄の助成率及び耐震診断の欄の助成額は、対象者の属する世帯の
生計中心者（住居を同じくし実質的に同一生計を営んでいる世帯のうち、最も所得の
ある人）の課税状況により決定します。

※ 助成金の額

介護保険の住宅改修費、障害者日常生活用具給付又は難病患者等日常生活用具給付
を優先します。 箇所ごとの限度額を超えない範囲内の、対象工事に要する費用か
ら、介護保険の住宅改修費等で優先する費用を控除した額に、1 のバリアフリー改造
の欄の助成率を乗じた額を助成します。（千円未満の端数は切捨て）ただし、対象工事
に要する費用であっても、箇所ごとの限度額及び全体の上限額を超過する場合は、超
過分はそのまま自己負担となります。

耐震診断を同時実施した場合、耐震診断の欄の助成額と自己負担額のうち少ない額
を助成します。ただし、バリアフリーの助成額と合わせて合計助成上限額を超過する
場合は、超過分は自己負担となります。